

# 2020（令和2）年度 事業計画書

社会福祉法人 明成会



## 目 次

1	事業方針	2 頁
2	障害者支援施設オイコニア	4 頁
3	グループホーム笑和	14 頁
4	相談支援事業所わらわ	16 頁
5	デイサービスセンター緑林荘・さくら貝	18 頁
6	居宅介護支援事業所りょくりん	22 頁
7	配食サービス	23 頁
8	地域における公益的な取組	24 頁
9	職員研修	25 頁

2020（令和2）年度

## 事業方針

日本全体が少子高齢化、人口減少が進み労働力の絶対量が不足するなか、福祉ニーズはますます複雑化・多様化してきました。こうした現状の中、地域における福祉サービスに 대응していくためには安定した経営と法人のブランド力の向上に努めなければなりません。

「働き方改革」「腰痛予防対策」「人材確保・育成・定着化」それぞれ一体的かつ積極的に取り組むことが不可欠であり、この好循環を生むことで、働きやすい・働きがいのある魅力ある職場づくりにつながるものと考えています。そのためには、ICT機器を活用した業務の見直し、福祉機器・介護ロボットの導入は欠かすことができず、福祉における生産性の向上に取り組むとともに、同一労働同一賃金やハラスメント防止など働き方改革にも取り組む必要があります。

4月現在、今年度当初計画の人員を確保することができましたが、最近の傾向として中途採用者や介護未経験者の採用が増えてきたことで平均勤続年数の低下が見られ、より一層入職3年目までの職員研修・育成体制の強化に取り組む必要があります。昨年度から取り組み始め今年度「高知県認証介護事業所」の認証取得を目指すことで、さらに介護職員の離職防止と人材育成に努めていきます。

地域共生社会の実現に向けた取り組みにおいては、“断らない相談支援”や“社会参加に向けた支援”、“災害支援に向けた日頃からの体制づくり”など社会福祉法人の果たすべき役割が期待されています。こうした地域づくりとともに、社会福祉法に規定された「地域における公益的な取組への責務」として地域社会に積極的に貢献していくため、地域の方から直接意見を聴きながらより効果的な活動に繋がるよう推進委員会の中で実施状況等の検証を行い“明成会地域サポート隊”として活動に取り組んでいきます。

今年度は、次期障害福祉サービス等報酬改定に向け最新の動向を注視しつつ将来的な事業継続・展開を見据えた経営に努めるため、積極的に外部研修に参加しながら制度の理解を深めつつ理事会や運営会議等において情報交換しながら経営ビジョンについて議論していきます。

2019年に策定した中長期計画を踏まえ、経営ビジョンを実現するための4つの柱（重点項目）の中の「更なる質の高い福祉サービス」「安定した経営を維持するための適正な管理運営」を重視した法人経営を推し進めていくこととします。

2020年度の重点項目として以下の項目をあげています。

### ◇ICT化による効率的な業務へ見直し

昨年に引き続き、先駆的な取り組みを行っている他施設への訪問や福祉機器展への参加など実際の機器に触れ、その性能や機器導入の実態と効果を確認しながら最新の福祉機器導入に向けた検討を重ね、業務改善効果の大きいものから機器の導入を図っていけるよう取り組んでいきます。

#### ◇公益的な取組みの推進

地域における公益的な取組を推進していくため、“明成会地域サポート隊”として委員会で検討した活動計画に基づき取組みます。具体的には、六反地駅・施設周辺の環境美化活動や近隣の宅老所と連携し、職員の持つ福祉の専門性を活かした出前講座等の活動を行っていくこととします。また、定期的に推進委員会を開催し、地域住民から意見を聴きながら地域ニーズに沿った計画的な取組みに努めます。

#### ◇新任職員の研修及びOJT体制の充実

4月からOJTマニュアルのもとメンター制度を導入し、「新入職員育成計画」に基づく3ヶ月毎の「OJTチェックシート」による業務の進捗状況の確認と面接を実施し、先輩職員（メンター）が1年間通じてより充実した教育・指導を行います。また、職員全体でこの制度を理解したうえで主体的に日常の業務の中で新入職員の価値観・知識・技術など能力開発に努めていきます。

#### ◇財務管理の強化

施設の改築や事業の継続に備えた資金を確保していくため、法人全体で資金を管理し、計画的に積立する必要があります。そのために、中長期計画に沿った予算統制、事業所毎の適切な財務管理を行うとともに、事業の執行状況を毎月確認しながら、理事会に報告していくこととします。

#### ◇災害対策と事業継続に向けて

大規模災害に備え、これまでの机上訓練から実践的な訓練を実施することで実効性のある事業継続計画（BCP）となるようマニュアルの検証と見直しを行い、ご利用者や職員の安全確保に努めます。

また、今年度は仁井田地区自主防災組織と連携しながら地域の避難所開設訓練と同日開催することにより、地域の要配慮者の避難所としての役割と理解を一緒に深めていくことができるよう福祉避難所開設訓練を行い、地域の各関係機関との関係性を築いていくこととします。

## [障害者総合支援法による障害福祉サービス事業]

### 障害者支援施設 オイコニア

ご利用者の自己決定と自己選択を尊重しながら、その人らしい自立した生活を営むことができるように、良質かつ安心、安全なサービス提供に心がける。また、日中活動をさらに充実させるためにも、地域社会とのつながりを図りながら、施設内でのスポーツレクや創作活動等の内容を充実させ、より生きがいを感じることでできる生活の場を提供する。さらに、機能訓練等による身体機能の維持、向上のための訓練の場の提供を行い、ご利用者一人ひとりの潜在能力を引出し、発揮することのできる取り組みを行う。

日中活動事業である生活介護サービスについては、ライフサポートケア委員会を再編成し、ご利用者が自分のやりたい事に挑戦できる環境づくりや生活向上にむけた取り組みを実践し、より快適な生活の実現へとつなげていく。また、個別支援計画の充実を図るため、サービス管理責任者を中心に生活支援員や作業療法士などの専門職と連携をしながら、ご利用者個々の身体状況に応じた支援につなげる。

居住支援事業の施設入所支援については、ご利用者のプライバシー尊重に努めつつ、より快適で自立した生活ができるように取り組む。また、各マニュアルの見直しを行い、業務の明確化や標準化を図ることで、職員の迷いや悩みを軽減させるとともに、職員ごとのレベルのばらつきや、やり直しを減らし、統一したサービスの提供へとつなげる。

今後も障害福祉制度の動きを確認しながら対応を図り、ご利用者が安心、安全に生活ができるように支援する。

#### 1 日常生活支援

ご利用者個々のニーズに応じた適切な福祉サービスの提供ができるよう、環境の整備、及び情報提供等を行う。ご利用者個々のできる力の引出しと、生活の質の向上を図り、よりその人らしい自立した生活の場の確保を行い、目的達成に向けての支援をする。

##### ① 相談・支援活動

ご利用者との信頼関係を築き、ご利用者の心身の状況、その置かれている環境などの把握に努め、ご利用者やご家族に対しその相談に応じ、必要な助言その他の支援を行う。また、ご利用者や他の職員、関係者から情報を収集し、ご利用者と問題の原因・性質を多角的に検討し、ご利用者の要望を聞きながら問題解決に努める。

##### ② 個別生活支援計画

ご利用者の状況やニーズに応じた適切なサービス提供をするための支援計画を作成・実施していく。そのために必要となるアセスメントは確実にを行い、生活していくうえで解決すべきニーズを明らかにしていくよう努める。さらに作成・実施された支援計画をモニタリングのもと修正をしていき、ご利用者一人ひとりが、その人らしく過ごすことができる支援計画の作成に心がけていく。

また、3ヶ月に1回の定期的な個別生活支援計画の策定、見直しを行い、その際に開催されるケアカンファレンスには、サービス管理責任者・看護師・管理栄養士・作業療法士・生活支援員が必ず参加し、援助方針について討議を行い、ズレが生じないように努める。身体レベル等の低下により特別な支援を望むご利用者には、ご家族にも参加を促し、ご利用者の夢や希望が実現できるよう支援する。

### ③ ライフサポートケア

ご利用者がより安心・安全で快適な生活が送れるように各委員会が定期的な会議の開催を行い、継続性のある内容の濃い活動へと繋げていく。また、各委員会がそれぞれ活動していくのではなく、各リーダーが密に情報交換を行い、委員会同士の連携を図る。さらに、専門的な知識と技術を高めるとともに、事例研究を取り入れ、他職種間の連携を強化しながら、ご利用者個々のニーズに沿った日常生活の充実が図れるよう努める。

#### ③-1 日中活動委員会

ご利用者の想いや意見に寄り添いながら、ご利用者、職員ともに自分の持ち味や特技を活かし、日常生活がより豊かで、楽しみな時間となるよう支援する。外出支援では、同法人内の事業所や町内の他事業所、公共施設などへの外出なども検討していく。

また、「スヌーズレン」を通して感覚面に働きかける空間を提供できるような環境設定を進め、活動の選択肢が増えることで、やりたいこと、生きがい等を見つけられるような活動を提供していく。

#### ③-2 安全対策委員会

ご利用者の安全確保に対する職員の意識を高めるとともに、職員個々の技術の向上を図り事故防止にむけたリスクマネジメントを強化する。定期的に事故報告書状況分析及集計を行い再発防止に向けた取り組みを実施し、ご利用者の安心、安全なサービス提供に努める。

また、職員の腰痛を起こさせない為に、職員の安全管理として腰痛調査を定期的に行い、労働環境の改善にも努める。

#### ③-3 生活向上委員会

「ご利用者と職員が共に安心できる支援を行う」と意識を持って目の前のご利用者に向き合い安心できるケアに努め、食事、入浴、排泄、ノーリフティングケアなど生活全般の改善点などを調査、改善を行っていく。

また、介護技術面でも統一を図っていくとともに、必要な福祉用具の検討を行い、ご利用者へのケアの質の向上に努める。

#### ③-4 業務改善委員会

ご利用者への支援が安定して提供できる環境をつくと共に勤務形態の見直しも随時行い、効率良く勤務ができるように検討していく。タブレットなどICTを活用して業務の効率化ができるように検討していく。

#### ③-5 環境整備委員会

ご利用者の残存機能が活用できる住環境の提供を行うとともに、ご利用者に心地良い気持ちで過ごしてもらえそうな住空間づくりや、環境美化に努め、清潔感ある生活を提供していく。

また、環境管理員と連携し、備品等の点検や更新を行うことで安全面の向上と、季節にあった快適な暮らしを提供する。

③-6 マニュアル委員会

各委員会と情報交換を密にし、現状にあったマニュアルの見直しや改善を図り、職員へ周知徹底していく。

④ 懇談会

ご利用者がより安心し快適な生活ができるよう、利用者自治会役員懇談会、利用者懇談会等を定期的で開催し、意見や要望を聞く機会を設け、ご利用者からの要望が反映できる取り組みを行う。

⑤ 苦情解決

苦情窓口と解決のための第三者機関を明確化し、ご利用者の苦情に対し誠実に速やかに対処するよう努める。今後も第三者委員には定期的な訪問を実施してもらい、ご利用者本位のサービス提供ができる体制の確保を行う。



## 2 健康機能の維持、体調管理

ご利用者の加齢に伴い、身体機能、ADLの低下がみられるようになり、その為基礎疾患の重症化、合併症の併発、褥瘡の発症リスクも高い状態が継続している。特に肺炎リスクの高いご利用者が増え、入退院を繰り返す傾向にあり異変の早期発見、早期治療を行う事で重症化を防ぐよう体調管理に努め、健康で過ごして頂けるよう支援していく。また、環境条件の影響やストレスなどにより、病態の重篤化へと移行するリスクが高く、ご利用者一人ひとりの原因疾患の他に、現時点での現症を把握し、職員に状態把握と理解を求めていく。

また、職員の腰痛の発症・悪化を予防するためノーリフティングケアの統一、腰痛予防体操の実施を継続する。

### ① 健康診断と健康保持増進

ご利用者健康診断・・・胸部レントゲン（4月／年1回）

採血 検尿（4月、10月／年2回）

他各種検診（婦人科、胃カメラなど）希望者への支援

嘱託医にて随時週2回（水、土）診察と健康指導

体重測定・・・毎月1回

血圧測定・・・週1回以上

インフルエンザ予防注射(11月)・・・ご利用者、ご家族に同意を得た上で希望者に実施

高齢者肺炎球菌ワクチン・・・対象ご利用者にはご本人、またはご家族に通知し希望者に実施

定期的歯科検診・・・・・・医師及び歯科衛生士による検診指導

職員健康診断・・・・全職員・・・1回／年

夜勤者・・・2回／年

全職員インフルエンザ予防注射(10月)

### ② 感染予防対策

- ・ 手洗い、うがいの励行を周知徹底する。
- ・ インフルエンザ、ノロウイルスの発生しやすい11月から2月は特に他職種と協力し最大限予防と感染を最小限に食い止められるように衛生管理強化を図る。  
(年々インフルエンザの流行が早くなることから、職員の予防接種を10月に変更)
- ・ 安全対策委員会にて、食中毒等の予防対策について検討を行う。また、定期的及び必要に応じて研修を実施し、知識の普及や啓発を行うとともに、衛生管理の徹底を図る。

③ 疾病発症時は嘱託医との連携の下、該当診療科受診と適切な処置を行う。

④ 生活介護・短期入所サービス利用者も含め、ご利用者の健康状態、基礎疾患を見据え支援して行く。

### ⑤ 褥瘡予防対策

- ・ 他職種と連携し、発症や悪化させないよう努める。

⑥ 専門職としての自覚を持ち、適切な医療、看護を行う。

- ・ 資質向上のための研修会や勉強会に参加する。
- ・ 専門誌を定期購読し知識向上に努める。
- ・ 各マニュアルの見直しを行う。

### 3 食生活支援について

ご利用者のニーズを反映した喜ばれる献立作り、季節感のある家庭的な食事環境作りを行い豊かで楽しい食生活が提供できるようカフェテリア選択食の充実に努める。また、ご利用者の生活機能の維持改善とQOLの向上、自立を支援するために大きな役割として適切な栄養管理、総合的な観点からの栄養ケア・マネジメントを実施しご利用者が健康に生活していけるよう支援していく。

昨年度に厨房の改築工事が終了し、ご利用者の食事環境の改善や調理作業導線、汚染区域と非汚染区域の明確な区別など施設設備の構造が整備された。委託業者と連携を取りながら、これまで以上に安全な食生活支援を実施する。

#### ① カフェテリア方式による選択食の実施

朝食：和 or 洋選択

昼・夕食：複数メニューより選択

#### ② 行事食

新年会・忘年会・お花見弁当・レストランなど季節に応じた行事の実施

#### ③ 健康維持増進

栄養ケア・マネジメントに基づいた個別栄養管理を行い低栄養・過栄養の予防や疾病の治癒・悪化防止など健康維持増進に努める。また、障害や加齢による嚥下困難者など個々の身体状況に応じた安全かつ安心な嚥下食の提供を行う。

#### ④ 嗜好調査（年一回）

日常の食事や行事食、食事環境に対する意見や要望をアンケートで実施する。調査結果で出てきたニーズには出来るだけ早く対応し食事に対する満足度に応える。また、課題については他職種と協働し迅速に対応をとる。

#### ⑤ 食生活検討会（月一回）

ご利用者がより健康に暮らせるよう助言や情報の提供を行う。また、必要に応じ個々の栄養相談も合わせて実施する。

#### ⑥ 衛生管理・厨房設備機器の管理

- ・ 食中毒対策の徹底

電解水利用による衛生管理（強酸性電解水による殺菌）

調理器具の衛生管理

新鮮な食品の選択、検品

感染症流行時期の衛生管理強化（ノロウイルス対策・検便）

- ・ 業務委託先へ徹底した衛生管理・健康管理指導の要請
- ・ 設備機器の点検

## 4 リハビリについて

ご利用者一人ひとりの性格や疾患の特性、ご利用者とご家族の要望を把握したうえで、身体機能や精神機能、認知機能、日常生活状況などの評価を行い、評価に基づきニーズを導き出す。その時、その場のニーズに応じて計画を立案し、個々の思いや生活に密接したリハビリを提供する。リハビリ内容は身体機能面のみに目を向けるのではなく、各個人にとって価値のある活動を展開し、各疾患の特性に応じた幅広い活動を提供する。そして、楽しみや役割のある生活を目指す。近年、機器類が老朽化してきており使用できないものもあるため、必要機器の更新も行う。

他職種とも連携し、施設全体における生活支援を行う。そして、ご利用者自身が施設内から地域へより広く関心を持ち、社会参加へ繋がるよう支援を行っていく。

### ① 潜在能力の維持と改善、廃用症候群の予防

生活動作を維持するため、関節可動域訓練や筋力トレーニングなどの機能訓練を行う。受動的なリハビリではなく、個々の生活に合わせた計画をご利用者と一緒に考え、実行し、評価をしていく。自主的なトレーニングを積極的に取り入れ、必要に応じて個別に機能訓練を実施する。

### ② 生活行為を向上するためのマネジメント

ご利用者の思いや他職種からの情報、作業療法評価から生活の中での介入点をみつけ、ご利用者の状態に合わせた動作練習や介助方法の工夫、福祉用具等を適合することで、生活動作の維持・改善、自立度の向上を目指す。介入後には再評価を行い、継続して実行できる環境をつくる。

### ③ 社会生活意欲の向上

成功、失敗ともに実際の体験を経て、自身で考えながら経験を積み重ねられるような支援を行う。そして、個人のニーズに沿った地域移行や社会参加を目指す。

### ④ 意欲、活動性の向上

ご利用者の性格や身体状況を把握し、個人に寄り添った支援ができるよう心理的側面も考慮する。受動的な機能訓練だけでなく、能動的に取り組める作業活動を提供するため、活動内容を発信し、客観的な評価を得る等の工夫を行う。日中活動や生活場面へとつながるような活動を意識し、より意欲を引き出せるような支援を目標とする。

### ⑤ 車椅子評価用紙の作成・適合

ご利用者の身体状況と生活状況、車椅子の使用状態を評価し、身体に合った車椅子を業者と相談し申請を行う。また、完成した車椅子を身体・生活場面に適合するよう支援を行う。

### ⑥ 自助具等福祉用具の提案作成

日常生活動作や余暇活動がより楽に行えるようになり、生活範囲や趣味が広がるよう支援していく。

※リハビリ室に限定せず生活全般を考慮したリハビリを実施する。特に訴えのないご利用者に対しても十分に目をむけたリハビリの提供に心掛ける。

## 5 施設内外行事計画

行事を実施することにより、参加への自発性、社会性の養成、個性の伸長を促すとともに、ご利用者・職員・ご家族相互の親睦と信頼につなげ、心身ともにより豊かな人生の実現を目指すことを支援する。また、ご利用者の要望や反省点を踏まえた行事の提供ができるように、実施担当者やご利用者を交え話し合いを行うなどし、より充実した内容となるように連携を図っていく。

### <主な年間行事計画>

- ・ お花見（4月：第1土曜日）

桜の花を見ながら春の到来を肌で感じてもらう。また、ご家族や知人、職員と食事や余興を通じ交流を図る。
- ・ 日帰り旅行（年間を通じて実施）

施設外での宿泊、食事、買物をする事で施設以外の方々との交流を図る。また、施設から離れ、楽しい一時を味わってもらうことにより心身のリフレッシュをしてもらう。
- ・ 夏祭り（7月：第2金曜日）

夏の到来を肌で感じながら、ご利用者と職員間での交流を深める。
- ・ 明成会秋まつり（10月：第1日曜日）

日頃より明成会の事業に対し、ご理解ご協力いただいている地域の皆様に参加していただき、ご利用者・職員と交流を深め感謝の気持ちをあらわす。
- ・ クリスマス・年忘れ会（12月：第2土曜日）

一年を振り返り、皆が健康であることを祝いながら、クリスマスの雰囲気を楽しんでもらい、ご利用者・ご家族・職員との親睦を深める。
- ・ 新年会（1月：第3金曜日）

新年の雰囲気を楽しみ、ご利用者・職員間の親睦を深める。
- ・ レストラン（6月・8月・2月）

それぞれのテーマに沿って雰囲気づくりをし、ゆったりと楽しく食事を味わっていただく。
- ・ 園内喫茶  

町内にある事業所、ボランティアの方々に協力して頂き、交流を図りながらゆったりとした雰囲気を楽しんでもらう。

## 6 権利擁護・虐待防止

権利擁護虐待防止委員会を中心に、ご利用者の「人が人として尊厳をもって生きていくこと」を支援するため、差別や虐待等の防止にむけた支援マニュアルの作成や見直し、実践的な研修や会議の実施、職員の虐待防止への意識を高めることを目的とした自己診断を行うチェックリストによるアンケートを実施し、ご利用者の権利侵害の防止と早期発見に努める。

## 7 防災対策

自然災害時における対策を講じ、安心・安全に生活ができる環境づくりを行うため、災害時に必要な食料品や日常用品、衛生用品等を整備するとともに、定期的な管理を行い、災害発生時にご利用者が安心した状況で生活できるようにする。また、防災計画に基づいて、火災、地震、風水害、土砂災害を想定した訓練を実施する。

さらに、南海地震等の災害発生時に障害福祉サービスの提供が停止することにより、ご利用者の生命の危険や、心身機能の低下へとつながる恐れがあるため、災害時においても最低限の障害福祉サービスが提供できるように定期的に事業継続計画（BCP）の見直しを行うための危機管理・防災対策委員会を開催する。

### 〈防災訓練年間計画〉

開催月	訓練内容	参加者
5月	昼間火災想定	入所者 短期・通所者 職員
7月	昼間地震想定	〃
9月	夜間地震火災想定	〃
11月	風水害・土砂災害想定	〃
1月	夜間地震想定	〃
3月	夜間火災想定	〃

### 〈BCP教育・訓練年間計画〉

実施回数	訓練内容	参加者
年1回	避難訓練	全職員
年1回	参集訓練	〃
年2回	安否確認訓練	〃
年1回	座学研修	〃
年1回	実践的な訓練	〃

## [在宅サービス]

### 生活介護事業・短期入所事業計画

今年度も在宅で生活をされている障害者の方に施設利用を通して、ご利用者が可能な限り在宅での生活が継続できるよう障害福祉サービスを提供する。

短期入所サービスについては、新規利用に向けた問い合わせが続いている状態で、昨年度同様の安定した利用が見込まれる。今年度も関係機関とご利用者に関する連絡調整を綿密に行い効率的な利用計画を実施し利用増につなげたい。

通所事業については、ここ数年新規利用の開拓が停滞している状態である。短期入所利用と重複しているご利用者もあり、稼働率増は厳しい状況である。今後も相談支援専門員や関係機関に情報収集を行いながら、新規利用開拓に努力していきたい。

#### 1 基本方針

##### 〈生活介護事業〉

在宅で生活をされている障害者の方を対象に、必要な身体介助、生活等に関する相談や助言、創作活動の機会の提供、ご利用者個々が有する能力に応じ、その人らしい自立した生活を営むことができるよう生活機能の維持、向上のための訓練の場等を提供する。

##### 〈短期入所事業〉

在宅で生活をされている障害者の方の介護を行う者の、疾病や介護疲れ、リフレッシュなどの目的で短期入所サービスを利用していただき、介護家族の負担軽減やレスパイトサービスの役割を担うとともに、ご利用者に必要な身体介助や創作活動等、生活介護サービスを提供する。

#### 2 基本事業

##### ① 食事サービス

ご利用者個々の食事形態や嗜好に合わせた食事の提供を行うと同時に、献立作成、盛り付けなどを工夫し、喜ばれる食事を提供する。また、ご利用者の体調に応じ食事の形態や内容に対応できるよう、栄養士、調理師と共に努める。また、個々の能力に合わせた介助等が出来るような体制を確保し、楽しく安心した食事を提供する。

##### ② 入浴サービス

ご利用者の健康状態を把握し、事故のないよう細心の注意を払いながら、個々の能力や身体状況に応じた介助を行い、ゆっくりと心地よく入浴していただけるよう努める。

##### ③ 相談及び援助

常にご利用者の心身の状況、その置かれている環境などの的確な把握に努め、ご利用者やご家族に対応し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

##### ④ 送迎サービス

送迎時は、事故のないよう安全に配慮し、常にご利用者の状態を観察しながらの運転に努め、送迎時の車内がご利用者にとって良き交わり場となるよう心がける。

⑤ 日常生活援助

ご利用者の個々の状態を正確に把握し、個々に応じた援助を行い、人権の擁護とプライバシーの保護に努め、質の高い介護サービスを提供する。また、個々の身体機能やニーズに応じたプログラムを作成し、個別に支援ができる体制の確保を行う。

⑥ 健康管理

ご利用者の健康状態の把握に努め、在宅生活での健康相談を行う。また、不安感を持っているご利用者の健康相談に応じることで、その不安の緩和を図る。

⑦ 機能回復訓練

ご利用者個々のADL向上に努め、身体面・精神面においても充実した生活を送れるよう支援するとともに、ご利用者、及びご家族の要望を把握した、より生活に密接した訓練を提供する。

⑧ 余暇・創作活動

ご利用者個々の身体機能やニーズに応じた日中活動の場を提供し、より満足度の向上に向けた支援を行う。また、各サークル等については、充実した内容のあるものを提供することでより豊かで、生きがいを感じられるような支援に努める。

3 苦情解決

苦情窓口と解決のための第三者機関を明確化し、ご利用者の苦情に対し誠実に速やかに処理するよう努める。また、第三者委員の方との連絡を密に行いながら、ご利用者本位のサービス提供ができる体制の確保を図る。

4 地域との連携

地域に開かれた事業として、地域の住民やボランティア団体等との連携・協力をしながら地域交流に努める。

利用者が地域において共同して自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、主として夜間において、ご利用者の身体状況及び精神状況並びに環境等に応じて、相談、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の必要な援助を適切かつ効果的に行うように努める。

また、精神面で不安定なご利用者については、日々の状態を観察し、表情や行動に変化を感じた際には、相談支援専門員や各関係機関と速やかに連携し適切な対応を図る。さらに長期間の入院にならないように調整する。

環境整備については、雨天時に玄関前を喫煙場所としていたが、受動喫煙防止対策としてテラスの整備を検討する。

### 1 基本事業

#### ① 日常生活の支援

食事、入浴、排泄等の介護及び調理、買い物支援、身の整理整頓への助言や支援並びに日常生活面における相談、助言、支援を行う。

#### ② 社会生活の支援

福祉サービス等に係る申請支援、経済面での支援、家族への必要な情報提供、緊急時の報告など家族との連携を行う。

#### ③ 医療的支援

健康管理、衛生面への助言や支援、必要時は医療機関への受診同行、各関係医療機関との連携を行う。

#### ④ 日中活動支援

日中活動事業所や就労先との連絡調整を行う。

#### ⑤ 社会参加の支援

地域行事等へ参加し、地域との交流が図れるように支援する。

#### ⑥ 個別支援計画の作成

アセスメントの実施、モニタリングによる修正、定期的なカンファレンスを開催し、ご利用者の状況やニーズに応じた支援をする。

### 2 職員研修

#### ① 定期的な職員会の実施

#### ② 外部研修会や内部研修会への積極的な参加

### 3 年間行事

4月	誕生日会、避難訓練（昼間火災想定）
5月	誕生日会、避難訓練（昼間地震想定）
6月	避難訓練（夜間風水害土砂災害想定）
7月	ショッピング、避難訓練（夜間火災想定）



8月	外食の日、避難訓練（夜間地震想定）
9月	誕生日会、避難訓練（昼間風水害土砂災害想定）
10月	明成会秋まつり、誕生日会、避難訓練（昼間火災想定）
11月	誕生日会、避難訓練（昼間地震想定）
12月	クリスマス会、ショッピング、避難訓練（夜間風水害土砂災害想定）
1月	初詣、外食の日、避難訓練（夜間火災想定）
2月	誕生日会、避難訓練（夜間地震想定）
3月	外食の日、誕生日会、避難訓練（昼間風水害土砂災害想定）

※その他、地域の行事（台地まつりやふくふくまつり等）への参加

#### 4 防災訓練

火災や地震等を想定した避難訓練を毎月実施する。

## 相談支援事業所 わらわ

四万十町役場健康福祉課や各事業所と連携しながら、主に町内で在宅生活をされている方の計画作成に取り組む。また、計画作成にはつながらなくても、ご利用者が日頃困っていることについての相談ごとに対応していく。

現在、約100名のご利用者の支援に取り組んでいるが、利用者の数は急激に伸びることはないと思定される。しかし、ご利用者や地域の方々が抱える課題や悩みごとに対する相談は、相談支援専門が2名体制となったことで、より掘り起こされ、増えてくる傾向にあるため、住み慣れた地域でその人らしい生活ができるようにきめ細やかで公正中立な支援を行う。

### 1 指定特定相談支援事業（計画作成）

#### ① 基本方針

障害者・児等の自立した生活が送れるよう、生活していくうえでのニーズの解決に向けて、各関係機関や多職種間と連携を図りながら、個々の提供されるサービスを包括的に調整し、きめ細かく支援する。

#### ② 基本事業

- ・サービス利用支援・障害児支援利用援助
- ・継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助

### 2 指定一般相談支援（地域移行・定着）

#### ① 基本方針

施設や病院に長期入院等していた障害者が地域での生活に移行するために、住居の確保や新生活の準備等について支援する。また、一人暮らしをしている障害者について、緊急時における連絡、相談等の支援を行う

#### ② 基本事業

- ・地域移行支援
- ・地域定着支援

### 3 障害児相談支援事業

#### ① 基本方針

障害者・児等の自立した生活が送れるよう、生活していくうえでのニーズの解決に向けて、各関係機関や多職種間と連携を図りながら、個々の提供されるサービスを包括的に調整し、きめ細かく支援する。

#### ② 基本事業

- ・サービス利用支援・障害児支援利用援助
- ・継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助

## 4 四万十町相談支援事業

### ① 基本方針

障害者（児）及びその保護者又は介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供をする。  
また、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した及び社会生活を営むことができるようにする。

### ② 基本事業

- ・福祉サービスの利用の援助
- ・社会生活力を高めるための支援
- ・専門機関の紹介
- ・調整会議等への参加
- ・社会資源を活用するための支援
- ・権利擁護のために必要な援助
- ・その他の生活相談に対する助言・指導

# [介護保険法による指定居宅サービス事業]

≪指定通所介護事業所・総合事業通所介護事業所

デイサービスセンター緑林荘・さくら貝≫

通所介護事業所の安定した経営のためには、引き続き新規ご利用者の確保や、利用中のご利用者の体調の変化に気を配る努力がこれまで以上に必要である。魅力ある事業所として、ご利用者やご家族、ケアマネージャー等に選んでいただけるよう、職員個々が感性や人間性を磨くとともに、専門職としての自覚と誇りを持ち、研修や自己啓発等さらに資質の向上を目指していく必要がある。町内の通所サービス事業所連絡会などへ積極的に参加し、広い視点で事業を客観的に捉える力を養いたい。さらに、ご家族に向けても、ケアへのアドバイスをを行い、きめ細かなサービスや情報の提供により、信頼が得られるよう努めていく。

また、ご利用者一人ひとりに心から楽しく喜んでいただくために、笑顔でのサービスを実践し、介護サービスの枠を超えた心の部分（ホスピタリティ）を意識して、ご利用者の気持ちに寄り添ったサービスを提供していきたい。

## 1 基本方針

ご利用者が可能な限り、長年住み慣れた居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、各種サービスの提供及び日常生活上の支援をおこない、ご利用者の社会的孤立感の解消、心身機能の維持改善、並びに介護者である家族の身体・精神的負担の軽減を図る。また、ご利用者の苦情等に対しては、誠意をもって対応しご利用者の希望に沿った形で利用していただける事業の推進に努める。

## 2 基本事業

### ① 食事サービス

ご利用者個々の食事形態や嗜好に合わせた食事の提供を行なうとともに、献立や盛り付けなどにも工夫し、喜ばれる食事の提供を行う。ご利用者の体調に応じ食事の形態や献立内容が変更できるよう栄養士・調理師と共に努める。また、能力に合わせ介助等が可能な体制を確保し、楽しく安心した食事ができるよう努める。

### ② 入浴サービス

ご利用者の健康状態を把握し、事故の無いよう細心の注意を払い、個々の能力や身体状況に応じた介助をおこなう。また、ゆっくりと安心して安全な入浴ができるよう努める。

### ③ 送迎サービス

安全に配慮した合理的なコース設定を行ない、常にご利用者の状態を観察しながらの運行に努めるとともに、送迎時の車内がご利用者にとって良き交わりの場となるよう心掛ける。また、車内外の緊急時の対応が迅速にできるよう努める。

### ④ 日常生活の援助

ご利用者個々のADL動作に応じた援助を行ない、プライバシー保護と安全に配慮した

質の高い援助の提供をおこなう。また、衛生面にも配慮し、快適な環境づくりに努める。

⑤ 健康状態の把握

来所時の健康状態を確認し、ご利用者の健康状態の把握に努める。また、健康維持について常に気を遣い不安感を持っているご利用者に対し、看護師が助言等を行ない不安の緩和を図る。

⑥ 機能訓練

機能訓練指導員による個別機能訓練を取り入れ、機能訓練の強化を図るとともに、心身機能を維持できるようご利用者に合わせたレクリエーションの提供、歩行訓練、音楽活動を取り入れた訓練、手芸等による日常動作訓練を行う。

⑦ 通所介護計画の作成、実施

ご利用者、ご家族の合意の基に居宅介護サービス計画書に沿った通所介護計画を作成し、計画に沿った援助を行う。また、カンファレンスを行い定期的な見直しを行う。

⑧ 介護者への助言

ご家族の希望により、家庭での介護方法等について相談助言を行う。

3 個別対応

余暇活動、創作活動は個々の身体機能・心身機能に応じ、より生きがいにつながる内容を提供する。また、少人数又はご利用者ごとのレクリエーションについて、計画的な活動となるような取り組みを行う。

4 苦情処理窓口

苦情窓口受付職員を明確化し第三者委員と共に、ご利用者の苦情に対し誠実に速やかに対処できるよう努める。

5 事業所研修計画

ご利用者が快適にセンターを利用できるよう職員の資質の向上とサービスの均一化、情報の共有化を図る。

- ① 定期的な職員会（毎月1回）
- ② 年間を通じ計画的に施設内研修会を実施
- ③ 外部研修会へ積極的に参加

6 総合事業通所介護事業

ご利用者一人ひとりが住み慣れた地域で生活できるよう、地域包括支援センターと連携を図りながら総合事業通所介護サービスを実施する。要支援度の維持・改善のために日常生活上の支援などの「共通的サービス」と運動器機能向上の「選択的サービス」を実施する。

## デイサービスセンター緑林荘

緑林荘においては、短期間の老健施設への入所や長期の入院等により利用率の変動が大きい中、安定した利用率を確保するために細めな利用計画の調整を各関係機関と図るとともにご利用者の体調管理に努めていく。新規ご利用者の申し込みについては、介護度の高いご利用者は少なく、総合事業対象者のご利用者が多くなってきている。その傾向は、今後も続くと思込まれる。

また、タブレット（ICT活用）を導入したことで職員の記録作成等の負担が軽減され、有効に時間を使うことが可能となるため、さらにご利用者に寄り添った質の高いサービスが提供できるように努める。

建物や備品等の老朽化がみられ、定期点検や修繕を実施し、耐用年数の延長を図るための管理の徹底と保全にも努めていきたい。

### 年間行事計画

- 4月 お花見弁当
- 5月 母の日週間
- 6月 父の日週間
- 9月 敬老週間
- 12月 クリスマス会、年忘れ会・餅つき
- 1月 新年会
- 2月 豆まき

※上記の他、地元の保育所や小学生と交流をおこなう

### 防災訓練

- ・火災や地震（年2回）、風水害・土砂災害を想定した避難訓練を実施する。
- ・地域の自主防災組織と連携して福祉避難所運営訓練を実施する。

### 環境整備

- ・敷地内の清掃・草刈・花壇の手入れ・木の剪定作業を行う。

## デイサービスセンターさくら貝

さくら貝においては、1日の登録者は定員15名をほぼ達成している状態である。しかし、介護度の低い方の増加や、短期入所を利用される方の増加などにより、本年度の収入は昨年度並みと予想される。地域全体を見ても、人口に占める高齢者の割合は高いが、要介護状態になる前段階の方が多く傾向にある。在宅で介護度の高い高齢者が生活するには家族の介護力に限界があり、重度の方は短期入所の日数が増えたり、施設入所を選択されたりする方も増えてきている。

このような情勢を踏まえ、体操や生活リハビリの充実など、介護予防に重点を置き、在宅で1日も長く生活が継続できるよう、地元の高齢者の生活を支える拠点として生活支援をおこなっていききたい。

### 年間行事計画

- 4月 お花見弁当
- 9月 敬老会
- 12月 クリスマス会、忘年会、餅つき
- 1月 新年会
- 2月 さくら貝交流会

※上記の他、次の項目をその都度実施

- ・クッキング（昼食・おやつ）を毎月2回実施
- ・ご利用者の誕生日には手作りのカード、敬老の記念品をプレゼント
- ・歌謡ショーの開催（年2回）5月・9月
- ・保育園児や地域住民との交流、ボランティアの受け入れなど積極的に行う

### 運営推進会議

- ・年に2回、役場担当者、民生委員、地元の代表者、ご家族、ご利用者代表などに参加していただき、運営推進会議を開催する。

### 防災訓練

- ・火災避難訓練（年2回）保育所と合同で実施
- ・風水害訓練（年1回）
- ・地震訓練（年3回）
- ・興津地域ぐるみ学校安全体制整備推進委員会への出席・地域の炊き出し訓練に参加

### 環境整備

- ・保育所と連携しながら、清掃・草刈・花壇の手入れ・木の剪定作業などを行う。

### その他

- ・四万十町からの委託により『地域生活支援事業』を行う。

## 居宅介護支援事業所 りょくりん

ご利用者の高齢化が進み、介護度が増すことによる介護者の介護負担が大きくなり、施設入所を希望される方が増えている。また、短期入所生活介護や定期的に入退所を繰り返す方が多くなっており、在宅生活への不安が高まっている状況にある。

収入についても、介護度が高い方の在宅者が減り、介護度の軽い方の割合が増えている。また、介護認定を受けたもののサービス利用にはつながらない利用者もおり、不安定な見込みが予測される。これまで以上に、地域ごとにある課題の発掘を行い、それぞれの地域の特性を把握した上で、ご利用者、ご家族の思いをしっかりと受け止め、お一人おひとりの自立支援を目指し、より高い顧客満足度につなげたい。

研修についても、介護保険法のみならず、ご利用者のニーズ多様化に対応できるよう、専門性を高め、幅広い知識や援助技術習得の向上に努めたい。

今後も社会情勢や介護保険法の動向を把握しつつ、市町村、病院、通所サービス事業所、訪問サービス事業所、福祉用具事業所など関係機関やご家族、地域の方々とも連携を深め、ご利用者が安心して暮らすことができるよう取り組む。

### 【基本事業】

- 1 ケアプランの作成
- 2 介護保険の申請、更新申請の代行
- 3 予防給付におけるケアマネジメント業務の実施（四万十町からの委託）

### 【研修】

- 1 四万十町ケアマネージャー連絡会
- 2 高知県ケアマネージャー専門研修会
- 3 日本介護支援専門員協会研修会
- 4 救急法
- 5 権利擁護や高齢者虐待に関する研修
- 6 難病や認知症などの、病理や新しい治療方法に関する研修



## [ 在宅高齢者等への配食サービス事業 ]

四万十町から配食サービス事業委託を受け、在宅の調理困難な高齢者等に他の食関連サービスと調整を行いながら、必要な人に栄養バランスのとれた配食サービスを提供することにより、食事の面で安心した在宅生活が送れるように支援する。また、配食時には配達者が必ず声掛けを行い、安否確認を図るとともに、異常時には速やかに関係者へ通報を行うなどの確な対応を実施していく。

昨年の厨房増改築工事にともない、より効率的に配食に関する一連の作業を行うことができ対応可能食数を1日約20食分増やすことが可能となる。今年度の平均食数を1日約100食と見込んでいるがニーズに応じて柔軟に対応することができ、各関係機関と連携しながら配食数の拡大に努める。

今年度からシルバー人材センターに委託していた配達員が1名減り2名と職員で3コースの配達を行うため、約半数は職員が配達することとなる。この事業の収支状況は厳しいが、在宅福祉サービスの充実を図るうえで配食サービスの役割は大きいことから、四万十町とも連携しながら事業運営を行っていく。

### (1) 四万十町委託事業

＜四万十町配食サービス事業＞

要介護・障害の認定を受けている対象者

＜四万十町第1号生活支援事業に係る配食サービス事業＞

介護予防（要支援1・2及び事業対象者）の認定を受けている対象者

### (2) 配食サービス事業（独自）

個人契約による（全額自己負担者）配食サービス事業

### (3) 事業の目的

食事の確保が困難な高齢者等に対し、定期的な訪問による栄養バランスのとれた食事の提供と安否確認を行い、自立した生活を確保することを目的とする。

## [ 地域における公益的な取組 ]

地域共生社会の実現を目指した地域づくりに取組むため、“明成会地域サポート隊”として「地域における公益的な取組」を実践していく。昨年度末に設置した委員会において地域住民等から直接聴いた地域のニーズをもとに活動計画を作成し、今年度からは実施状況や見直し、新たな計画についても推進委員会で検討しさらに地域における公益的な取組みを積極的に行う。

### 1（地域の他機関とのネットワーク活動）

- ・ 六反地駅・施設周辺の環境美化活動
- ・ 近隣の宅老所と連携し、職員の持つ福祉の専門性を活かした出前講座の実施
- ・ 明成会秋まつり、施設の訪問販売、園内喫茶など地域住民の参加できる行事の開催
- ・ 四万十町内の複数法人による公益的な取組みの推進に向けた検討会への参加
- ・ 地元の小学校・中高生との交流や実習生の受け入れを通して、関係機関とのネットワークづくりの取組み

### 2（福祉避難所の活用）

- ・ 災害時に備えた地域のコミュニティづくりの取組み
- ・ 避難スペースを活用した地域住民と共に講演・研修会の実施

### 3（既存事業の利用料の減額・免除）

- ・ 介護保険事業における社会福祉法人による利用者負担軽減を実施

## [ 職員研修計画 ]

明成会の職員として、法人、施設の方針にもとづき、福祉専門職として使命感をもって各自の役割を的確に遂行できるように組織全体でサービスの質の向上と定着につながる育成的な職場環境づくりを目指す。

法人研修として、各事業所が一年間取り組んだ事例や研究を発表することにより、事業所間の情報の共有、交流を図りながら、専門性の高いサービス・チーム力の向上を目指す。また、今年度も地域住民参加型の魅力ある研修会を企画することで地域福祉の拠点づくりの一つとして、積極的な情報発信に努めていく。

さらに、外部研修に積極的に参加し、専門的知識の習得・他施設職員との情報交換を行い、明成会の目指すサービスへ繋がるよう学習を行っていく。

### 1 法人研修

研修内容	対象者 (実施月)	目 的
新任職員研修	採用職員 (4月)	明成会の経営理念、法人概要を理解し、福祉施設職員としての必要な基礎的知識・技術・技能を習得する。
人事評価者研修	人事評価者 (5月、10月)	人事評価制度運用の実務について定期的な学習を行う。
いざという時に備える研修	全職員・地域住民 (5月)	対象者に地域の方も含めた救急時の対応等について外部講師による講習会を行う。
経営理念・経営方針についての研修	全職員 (6月)	明成会の経営理念と経営方針の理解と浸透を図るために、ディスカッションを行う。
福祉避難所運営訓練	全職員 (7月)	福祉避難所開設・運営マニュアルに基づく福祉避難所の設置運営訓練を行う。
人権学習会	全職員 (10月)	福祉の動向や福祉専門職としての役割について学習する。
国際福祉機器展へ参加	代表職員 (10月21～23日)	最先端技術を活用した介護ロボット等アジア最大規模の総合福祉機器展へ参加し知識技術の更なる向上を行う。
事業継続計画 (BCP) 訓練	全職員 (12月)	各事業所で事業継続計画の理解及び実践的訓練を実施する。『南海トラフ地震や風水害など災害時の対応について』
法人研究発表会	全職員 (1月)	法人内の研究や積極的な取り組み内容について、互いに発表し合うことで内発的モチベーション向上を目指す。
外部講師による研修会	全職員・地域住民 (3月)	対象者に地域の方も含め、認知症等に関する新しい知識や情報得るとともに、地域の方と交流を図る。

## 2 事業所研修

### 【 オイコニア 】

研修内容	目的
介護技術研修（排泄）	おむつ、パットの当て方や今年度導入するホルダーパンツの使い方と特徴を理解する
リフレッシュ研修	日頃の業務から離れ、リフレッシュすることで新鮮な気持ちでご利用者と向き合える研修を企画する
講座（外部講師）	精神障害や高次機能障害について、心理を理解して知識を活かし確かな技術で援助する支援を学ぶ
夜間緊急対応	夜間の緊急対応の実践を行い、マニュアルの徹底と見直しを行う。緊急時の対応と連携の強化を図る
感染症	ノロウイルスやインフルエンザなどの感染症などの対応、集団感染防止にむけた意識づけを図る
リスクマネジメント	福祉施設におけるリスクマネジメントについて知識を身につけ、事故を回避するための視点を養い事故防止につなげるとともに、日頃の記録の大切さや事故発生時の対応方法を学ぶ
虐待防止	障害者の人権や虐待について理解を深め、虐待や身体拘束の予防につなげるとともに、ご利用者個々の自立への取り組みについて考える

【デイサービスセンター緑林荘・さくら貝・居宅介護支援事業所りょくりん】

研修内容	目 的
介護技術研修	介護の在り方の原点に戻り、基本に基づいた実践を通しての応用、個々の技術の評価を行い、技術の向上を目指す。
認知症ケア研修	疾患別の認知症ケアに関する知識を習得し、早期発見・進行予防に取り組み、専門性の高いケアの提供を目指す。
救急法・避難訓練	救急法を習得し、緊急時の対応・救命処置技術の向上を図る。
感染症研修	ノロウイルスやインフルエンザなどの感染症や食中毒への対応、まん延防止策について理解を深める。
倫理・法令遵守研修	高齢者虐待防止や、法令順守について学び、ご利用者の尊厳を保つサービスを常に実践する。
介護予防研修	介護予防についての理解を深める。
事故予防研修	ヒヤリ・ハット報告の検証と事例検討を行い、事故発生時の対応について周知する。
権利擁護研修	プライバシーの保護、個人情報保護、身体拘束について理解を深め、ご利用者の権利を守るサービスを常に実践する。
食事形態研修	ご利用者個々の嗜好や、食事形態について再確認し、安全な食事の提供を行う。
災害時研修	非常災害時の対応について協議し、職員の連携を深める。
マニュアル研修	マニュアルの見直しを行い、最新の制度やご利用者の状況などに応じた内容に変更する。

【グループホーム笑和・相談支援事業所わらわ】

研修内容	目 的
経営理念について	明成会の理念等について理解と浸透を図る
災害時研修	火災、地震、風水害土砂災害を想定した訓練を実施し、災害時にご利用者を安全に避難できるよう職員間の連携と強化を図る
リスクマネジメント	リスクマネジメントについて知識を身に付け、事故を回避するための支援を養い事故防止につなげる
虐待防止	虐待について理解をし、虐待予防につなげる
感染症	ノロウイルスやインフルエンザなどの感染症などの対応、集団感染防止にむけた意識づけを図る
プライバシー保護	プライバシーの保護や個人情報保護等に理解を深め、ご利用者の権利擁護につなげる
相談支援の現状	現状について理解を深める

### 3 自己啓発の支援

職員が自発活動として自らの専門知識の習得・能力開発を目的に休暇を利用し、外部研修会に参加する場合、研修参加費等を援助することにより、職員の経済的負担を軽減する。